2026-11-2　第４回困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

○栗原女性支援室長補佐　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第４回「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」を開催いたします。

御出席の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の出欠状況ですが、石井構成員の代理として、神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室ジェンダー平等・女性支援担当課長の内田恵美様に御出席いただいております。

その他の構成員の皆様は全員御出席、岩本構成員、近藤構成員がオンライン参加となっております

次に、本検討会オブザーバーとして関係省庁から、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課、法務省刑事局公安課、警察庁生活安全局人身安全・少年課及び保安課の皆様にオンラインにて御出席いただいております。

なお、野村局長におかれましては、公務のため途中で退席予定です。

また、三好審議官におかれましては公務のため少し遅れて出席の予定です。

続きまして、本検討会の取扱いについて御説明いたします。

本検討会の議事につきましては、会場での傍聴は報道機関のみとさせていただき、会議終了後、速やかに議事録を公開することとしています。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、資料１と参考資料１から３の計４点です。資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

会場の報道関係者の皆様におかれては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ撮り終了）

○栗原女性支援室長補佐　以降の進行につきましては、戒能座長にお願いいたします。

○戒能座長　皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、第１点目として「困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の見直しに向けた論点及び検討の方向性」です。２番目としては、「その他」です。

本日の進行についてですが、事務局から資料１についてまず御報告をいただき、その後、４つのパートですね。＜自治体における支援状況＞＜公的支援機関における支援状況＞＜民間団体との協働による支援状況＞＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞の順番で、【論点】及び【検討の方向性】についての意見交換の時間をそれぞれ20分程度設けたいと考えております。

また、最後に、全体を通して20分程度の意見交換の時間を設けたいと考えております。

それでは、事務局より資料１の御説明をよろしくお願いいたします。

○中村女性支援室長　それでは、事務局のほうから資料１「困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の見直しに向けた論点及び検討の方向性について」について説明をさせていただきます。

１枚目は、第１回検討会において事務局のほうからお示しをした「検討の視点（案）」でございます。

こちらでは、「支援対象者が全国どこにいたとしても、必要十分な支援を受ける体制を整備する」ということを念頭に、現状をどのように考えるか。具体的には、記載にあります４つの論点について現状と課題を整理してはどうかとしていたところでございます。

以降、それぞれの項目について、現状の数字、課題、またはこれまでに各構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえて､今後の検討の方向性について案を整理してございます。

資料をおめくりいただきまして、２ページでございます。

まず１つ目の論点、＜自治体における支援状況＞については、「都道府県・市・町村それぞれにおける相談支援体制の現状と適切な役割分担について」、これまでの御意見を踏まえて次の３ページの【検討の方向性】の中で都道府県と市町村の役割分担を明確にしてはどうかということを記載しております。

具体的には、都道府県、または女性相談支援センターでございますが、こちらは女性支援を推進するための中核拠点として市町村に対するバックアップの役割を担うこと。市町村については、住民に最も身近な行政機関として他分野と連携しつつ、伴走支援等の役割を担うことを明確化してはどうかということを記載しております。

また、次の（女性相談支援員の配置）につきましては、自治体における相談体制の強化に向けて、例えば市区においては配置を義務化してはどうかとの御意見もあった一方で、未配置の理由として約６割の市町村が現在の体制で対応が可能である、またはニーズがないなど、配置の必要性を感じていない旨を回答するなど、市町村の現場における認識とは差があるという現状も踏まえまして、人員確保なども難しいのではないかといった御意見もありました。

また、市町村で伴走支援を行う場合には、他分野との連携も必要になる中で、これに女性相談支援員の配置だけで対応するのも難しいのではないかといった御指摘もあったところでございます。

こうしたことを踏まえまして、【検討の方向性】の中では、相談支援体制の整備に向けた今後の御議論に当たっては女性相談支援員の配置だけでなく、担当課の理解をどう得るか。女性相談支援員以外の担当課の職員にどう関与してもらうかといったことも含めて、組織全体で相談体制を強化できるような工夫も検討する必要があるのではないかということを記載しております。

そのほか、各自治体での相談体制について、相談窓口へのアクセス方法を明確にすることや、夜間・休日の相談体制の整備についての検討、さらに支援を実施する自治体について、例えば大都市部や支援団体、女性自立支援施設のある自治体など、特定の自治体に支

援に係る負担が集中することについても対応を検討してはどうかといった点について記載をしております。

続きまして４ページ、＜自治体における支援状況＞のうち、「他分野との連携による支援の現状と連携強化に向けた方策について」でございます。

まず。検討会において他法他施策との役割分担の考え方を整理するべきではないかとの御指摘がありましたので、次の５ページの【検討の方向性】の最初の項目でございますけれども、（女性支援と他分野との連携の基本的な考え方）として記載をしております。

なお、他法他施策優先原則というのは、ほかに問題解決できる機関がない場合にのみ女性支援事業の対象とするという、かつての婦人保護事業において掲げられていた原則でございますけれども､こちらについては令和元年の検討会報告書を受けてこれを廃止する旨、婦人保護事業に関する局長通知を改正しまして、現に保護、援助を必要とする状態にある方であれば関係機関との連携調整の上で支援を実施するという旨が明記をされ、女性支援新法の下でも引き続きこうした考え方を取るということを明らかにしていたものでございます。

今回、他分野との連携、役割分担について御指摘がありましたので、こちらに他分野と女性支援のどちらが主となって対応するかについては、その方にとっての現在最優先課題は何なのかを踏まえて判断するのが適切ではないかということ。それから、その前提として女性支援部門においてもアセスメントを行い、「女性支援の必要性」を把握した上で、仮に一時保護などの措置をしない場合であっても「女性支援の必要性」については他部門では支援ができない部分でありますので、女性支援部門が主体的に、かつ継続的に支援を行う必要があることについて記載をしております。

５ページ、その下でございますが、その上で他分野との連携についてはさらに進める必要があるということで､生活困窮者支援施策や生活保護､子供施策等の他の部門との連携、また配偶者暴力防止センターや性犯罪性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携、さらに性売買、性的搾取の状況にある女性を支援につなげるための警察や民間団体等との連携についても具体的に推進していくべきではないかといったこと。また、そうした連携体制の構築については、都道府県が広域的な観点から取り組むことが必要ではないかといったことを記載しております。

続いて、２つ目の論点として６ページ、＜公的支援機関における支援状況＞でございます。

現状として、一時保護所や女性自立支援施設の入所者数が10年前と比べて約４割から５割程度減少していることなどを踏まえまして、一時保護所や女性自立支援施設における受入促進に向けて、女性相談支援センターにおける措置判断の仕組みや公費の支弁に関する基準を見直すこと。また、支援を必要とする女性の多様な状態像に応じて、官民を含め多様な支援の選択肢があるということが重要ではないかといった御指摘をいただいたところです。

また、センターが措置しない場合には、一時保護所や自立支援施設には入所できないという措置制度の現状を踏まえて、いわゆる契約制度のように制度そのものを本人の権利に基づき、申請により支援を受けられるようなものに見直すことについても御意見をいただいたところです。

このため、７ページの【検討の方向性】におきましては、まず公的支援機関と民間団体の協働の在り方について、多様な対象者に対応するためには官民それぞれが特色を生かして多様な選択肢を用意することが重要ではないかといったことや、官民の支援体制の違いを踏まえてどういった役割分担、協働の在り方が適切なのかといった点について御議論いただいてはどうかと考えております。

その上で、措置制度における受入れ促進方策として、例えばセンターの措置に係るプロセスに一定のルールを設けること。例えば、措置対象の考え方や措置対象外と判断する場合の手続等を定めるといったことなどを導入してはどうかといった方向性。また、そうしたルール化を前提として入所実績や支援が困難な者を受け入れた場合の評価を勘案して、措置費の配分の見直しを検討してはどうかといった点。また、そうした見直しを検討する際には、合わせて人員体制や運営に関する基準等の見直しも必要ではないかといった旨を記載しております。

また､措置制度は措置による支援を受けられるかどうかが都道府県の判断となる一方で、公的機関による一定の支援を受けられる体制が全ての都道府県で整備されているといった点は支援を受ける方にとっては利点でもあります。

このため、現在の措置に基づく入所支援を本人の申請に基づく契約などの制度とすることについては、こうした点や女性支援の多様な対象者が例えば一律の要支援度等の判定になじむのかといった点も踏まえて、中長期的な検討が必要なのではないかといったことを記載してございます。

続いて、８ページでございます。

＜公的支援機関における支援状況＞のうち「地域定着に向けた伴走支援の必要性と支援強化に向けた方策」についてでございます。

現状として、特に小規模の市町村になるほど支援調整会議の設置が進んでいないという現状などを踏まえまして、【検討の方向性】においては、こちらは再掲でございますが、市町村が伴走支援の役割を担うということを明確化してはどうかという点｡また､その際、市町村の女性支援担当課のみで伴走を担うのではなく、庁内の他部門や民間団体、女性自立支援施設、地域の既存の福祉ネットワークなどと連携ができる体制を構築するということが重要ではないかといった点。そして、その際には都道府県が地域資源の開拓や地域の福祉ネットワークなどとの連携構築を通じて、市町村の伴走支援体制の整備を担うということが重要ではないかといった点を記載してございます。

また、そうした伴走支援体制の構築に当たっては、民間団体や女性自立支援施設の機能をさらに地域で活用できるような方向性についても検討いただければと考えております。

続いて10ページ、３つ目の論点として＜民間団体との協働による支援状況＞についてです。

現在、民間団体の活動に対する国の補助制度としましては、10ページに記載のようなメニューがございますけれども、地域における伴走支援体制や対象者の状況に応じて多様な選択肢を用意するという必要性を踏まえると、今後さらに民間団体の活動の幅を広げられるような民間団体への支援を推進してはどうかといった点を記載しております。

また、市町村では支援調整会議への民間団体への参画が一部にとどまっているといった現状も踏まえて、官民や民間団体間のネットワーク構築支援に関する御意見をいただきました。

これらを踏まえまして【検討の方向性】として、地域における支援体制の整備に向けて、他分野からの参入も含めた民間団体の育成・立ち上げの推進とともに、身近な地域で伴走支援を行う民間団体の通える居場所などの整備を推進すること。また、官民、民間団体間のネットワーク構築を行政が支援することなどにより、これまで民間団体がなく支援の充実が難しかった市町村での支援体制の整備も進めることを念頭に記載をしてございます。

最後に、４つ目の論点として11ページ、＜支援に関わる人材の育成・支援者支援の状況＞についてでございます。

まず「支援に関わる人材の配置・育成の現状と、支援の継続や質の向上に向けた方策について」は、公的支援機関である女性相談支援員や女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設の職員に対する研修については、新法の施行に伴い、こちらの資料に記載のようなものを始めておりますけれども、それぞれ業務の内容や勤続年数等を踏まえた体系的なものとはなっていないという現状があります。また、自治体における研修の実施状況も地域によってばらつきがあるという状況です。

このような点について、構成員の皆様からは、多様化、複合化する対象者への支援を行うには、それぞれの職種における研修の充実、また、専門職の配置なども必要ではないかといった御意見をいただいております。

また、民間団体に対する人材育成支援も重要であるとの御指摘もありました。現場の負担軽減や支援継続のためには、支援に係る記録や知見をデータ化して共有することも重要ではないかといった御指摘もいただいております。

このため、12ページの【検討の方向性】において、例えば公的支援機関や民間団体に対する研修について、国や都道府県、市町村がそれぞれどのような役割を有するかを明確にした上で、公的支援機関の職員についてはそれぞれの業務内容や勤続年数等に応じて、段階的に知識やスキルを習得できる体系に見直しをしてはどうかといった点。さらに、専門職の配置についても記載をしております。

また、ICTやAIの活用などにより、相談支援記録や支援ノウハウの共有に向けた検討を進めることについても記載をしております。

最後に13ページ、「支援者を支える体制や支援機関間の連携の強化に向けた方策につい

て」です。

支援者が孤立をしたり、二次受傷を受けるといったことがないように、また、多機関連携を進める上でも属人的なつながりに頼るのではなく、支援者同士のつながりをつくる機会をシステムとして作っていくことが必要との御指摘をいただきました。

このため、現在のスーパービジョン整備事業や好事例の展開などに加えて、国や自治体による関係者を集めた研修の実施などの取組についても検討することを記載しております。

また、民間団体の活動を支援する上では、財政支援だけでなく支援者の負担軽減や人材確保育成をどう支えるかも重要であるとの御指摘を踏まえまして、民間団体における支援者支援の方策についても検討することを記載しております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、１番目の＜自治体における支援状況＞について御議論いただきたいと思うのですが、まずは会場参加の構成員の皆様からの御質問、御意見をいただいて、その後、オンライン参加のお二人から御意見等をいただきたいと思います。

次に、お願いがございます。多くの皆様に御発言いただきたいと考えておりますので、できる限り１分から２分程度で簡潔に御発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

では、髙岸構成員からお願いします。

○髙岸構成員　女性相談支援センター所長全国連絡会議の髙岸でございます。

本日は資料を提出しておりますので、それに沿って御説明させていただきたいと思います。

○戒能座長　短くお願いいたします。

○髙岸構成員　３点書かせていただいておりますが、特に都道府県、行政関係としては１つ目、２つ目の柱についての意見がたくさんありますので、３と４のところは時間を控え目にしますのでよろしくお願いいたします。

１点目は市町村の体制について、相談員の設置促進だけではなく、女性支援を市町村の責務として明記するとともに、担当部署の明確化、計画策定、支援調整会議の設置や財政支援を一体的にお示しいただきたいと考えております。計画は策定プロセスを通じて議論が深まって、その市町村なり自治体なりの体制や予算要求も含めての土台づくりが進んでいくということになります。

また、会議も他部門との連携を築く土台となりますので重要です。未設置理由なども検討、分析した上で、小規模自治体でも設置が可能な運営例の提示など、国としても推進をしていただきたいと思います。

２点目が、センターの中核拠点としての機能・役割を拡充するということですが、同時に、業務量に応じた職員配置基準を設置要綱等に明記し、財源を確保していただきたいと考えております。

市町村へのバックアップや助言などの機能を果たすためには、経験豊富な常勤職員や統括的な相談職員の配置が必須になります。24時間の一時保護や相談を実施する傍らで新たな役割を果たしていきたいと考えておりまして、そのためにも基準の明記がされれば、自治体も必要な人員、予算要求がしやすくなるというところでございます。

３点目が、他分野の施策との役割分担の考え方についてでございますが、どの部門が主たる支援機関になるかという考え方はこれまで基本方針等でも示されておりませんでした。連携の推進ということだけを着地点とせずに、資料の１で示された、最も優先して対応すべき課題を踏まえて、主となる部門を判断する考え方というものを明記していただきたいと思います。

新しい考え方として、「女性支援の必要性のアセスメント」が提示されておりますが、本人の意向、安全確保、心身の状況、生活上の課題といったアセスメントの共通項目や判断の考え方、役割分担を協議する手順や見直しの方法などを基本方針などで示していくことが必要だと思います。これによって、他分野につないだ後も女性支援部門がつながり続ける支援が実効性あるものになると考えます。

早口で失礼いたしました。以上でございます。

○戒能座長　ありがとうございました。

堀構成員、どうぞ。

○堀構成員　２点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず３ページの【検討の方向性】の都道府県と市町村の役割分担の部分ですが、現状では女性相談支援員の配置のない市町村ですとか、女性支援担当部署が明確でない市町村もあるということで、もちろんそれらの配置を促しつつではありますが、支援の格差をなくすためには女性相談支援センターの職員ですとか、都道府県所属の女性相談支援員などがそうした地域での支援を担うということも明確化していくべきではないかと思っています。

もう一点が５ページのほうになりますが、（女性支援と他分野との連携の基本的な考え方）のところです。

相談者における「女性支援の必要性」をアセスメントによって把握する必要性という考え方は賛成です。高齢者、障害者などの支援は他分野での実施というふうに一律に考えるのではなく、女性支援法が定義する状態にあって、女性支援につながったのであれば「女性支援の必要性」ということをアセスメントによって把握することが重要だと思います。その結果、必要であれば他分野との連携も当然視野に入ってくるものだと思います。

それと同時に、アセスメントのプロセスの明確化ですとか、アセスメント様式の共通化なども図っていくことが重要であると思います。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

続いて、村木構成員でしょうか。

宮城構成員も手を挙げていらっしゃいました。どうぞ。

○宮城構成員　宮城です。よろしくお願いします。

私は、女性相談支援員という立場からお話ししたいと思います。

都道府県と市区町村の役割分担の整理において、市区にやはり実際に支援を担う女性相談支援員を配置することは重要だと考えています。市区の女性支援の担当部署を明確にし、庁内他部署との連携、協働を進める組織体制は当然必要ですが、それだけでは十分とは言えないと思います。女性の抱える困難は複雑に絡み合っており、本人の意思や気持ちの揺れを受け止め、何が起きているのかを見立て、必要な支援をともに考えて伴走するケースワークというのは不可欠であり、制度や相談窓口を案内するだけでは解決できる性質のものではありません。

その実働を担っているのが女性相談支援員で、支援の主軸と言えると思います。担当部署を置き、他部署との連携に委ねるだけでは、支援全体を見立て、本人に寄り添いながら継続的に支援する役割や、責任の所在が曖昧になりかねないと思います。女性相談支援員というキーパーソンなくして、地域の女性支援は機能していかないと考えています。組織の体制づくりと同時に、専門職による実働体制の整備は両輪で進めることを明記する必要があるのではないかと思います。

そして、女性相談支援員の専門性を明確にした上で、専門職として認定制度を設けることも検討すべきです。経験を通して培われる専門性が適切に評価されないままでは正規、非正規、どのような雇用であっても人材の確保、定着は難しく、地域による支援の差にもつながると思います。

都道府県については、研修や人材育成を体系的に強化し、支援体制の底上げと平準化を図る役割、または広域的な女性支援の調整機能がより一層求められると考えています。

ありがとうございます。

○戒能座長　ありがとうございました。

続いて、村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

時間の節約のために、参考資料３で私の意見をまとめてありますので、それに基づいてお話をさせていただきます。

まず、最初に各論に入る前に全体の構成なのですけれども、第１回は欠席で、本来第１回に言うべきことなのですが、こういうふうに縦割りで、自治体は何をやる、公的支援機関は何をやる、民間団体は何をやるとやりますと必ず隙間が出てきて、かつ押しつけ合いが出てきているので、そうではなくて例えば下の参考にあるように、まず相談支援がありますよね。それを受けて、その後の展開をどういうふうに進めていきましょうかという困っている女性に即した検討をして、その上でそれを各機関にどういうふうに落とし込むかという視点が必要ではないかというのが全体の構成についての意見になります。

それを踏まえて、「具体的な意見」として２ページ目ですけれども、「相談支援」です。厚労省の資料で「自治体における相談支援」のところで、最初にまず「役割分担」という

ものが出てくることに違和感があって、そうではなくて相談支援体制をきちんと整備するという問題意識なのではないか。そうすると、当然にアセスメントというものが最初に必要になってくるので、これはアセスメントで女性支援が必要か、必要でないかを仕分けるというものではなくて、どういう支援が必要なのかをするというのがそもそものアセスメントなんだということであります。

それから、「市町村における女性相談支援員の配置と業務」というのは宮城さんもおっしゃったとおりで大変大事なところなのですけれども、一方で、では女性相談支援員はいないところでどうするのかということを検討する必要があるのではないか。そこに書いてあるような、いろいろなカバーの仕方があり得るのではないか。

その一つとして「対面以外の方法による相談」というのもやはり検討すべきだし、もう一つはセンターにも女性相談支援員がいて直接相談をすることになっている。市町村の相談支援員とセンターの女性相談支援員というものが一体どういうふうにまさに連携をしていくのかということをきちんと議論をしていく必要がある。その場合、大事になるのは、たらい回しにしないということだろうと思っております。

「休日・夜間の相談体制」も、センターが中心になるというのは非常に大事なのですけれども、そこにある女性自立支援施設とか民間団体で休日・夜間もやっているところがありますので、そういうところをどう活用するかということも検討すべきと思います。

それから、２つ目の「他分野との連携」のところですが、ここもいきなり役割分担が出てきているのですけれども、そうではなくてやはり連携だろう。だって、背後にあるのは複合的な困難だから、女性支援だけでなくてほかとも連携していきましょうということなのですから、そこの基本的な考え方をなくしてはいけない。

それから、「他法他施策」というのは厚労省からも説明がありましたけれども、使うべきではないと思っております。

それから、アセスメントはさっき言ったように、必要性がなかったら蹴飛ばすためのアセスメントではない。どうやって支援していくかというためのアセスメントなので、当然それは共有をしていくべきものだ。

同時に、他分野と連携するためには女性支援の専門性を確立するということが大事で、それを他部門と相互理解をしていくということが必要なのではないだろうか。

その中で、これは厚労省の文書にもありますけれども、「女性支援の必要があれば関わり続ける」という姿勢が大事だと思っていますし、その専門的役割という意味ではセンターが大変重要な中核的役割をすると思っております。

それから、DVセンター、それから「性売買・性的搾取の状況にある女性への支援」、これは非常にどちらも重要な話なのですけれども、ちょっと気になるのは、子供はあるけれども母子が抜けているということで、母子との連携も大変重要なところだと思っております。

○戒能座長　ありがとうございました。

では、こちら側の方からということで、内田参考人、どうぞ。

○内田参考人　石井の代理で参りました内田です。よろしくお願いいたします。

資料の３ページ、＜自治体における支援状況＞で、都道府県及び市町村の適切な役割分担のところです。

相談支援体制は市町村によって差があるということで、都道府県としても【検討の方向性】にございますように、市町村のバックアップ機能を担いまして、市町村としても個別の相談支援や伴走支援の機能を担うということを明確にすることで、全体の伴走支援の取組が進むようにしていただければと考えております。

また、３ページの（女性相談支援員の配置）のところでございますが、女性相談支援員だけではなくて相談員が配置される組織全体で支援体制の構築をすることがやはり重要と考えております。そのためにも、女性相談支援員の専門職としての配置や常勤化、あとは配置基準など、何らか位置づけがあればと考えております。位置づけがあることで、各自治体の庁内理解が得られて体制整備が進みやすいというところがあると考えております。

基準がないために配置が進まず、それで受けられる相談の数も限られてしまって、結果てして本来の相談需要が把握できていないのではないかということで、市町村や都道府県における配置を進めていくためには、本来どれだけのニーズがあって、それに対してどのような女性相談支援員をどのように配置して、それで対応するかという目指す姿みたいなものを示すことが、地域間格差の解消ですとか全体の底上げにもつながるのではないかと考えております。

最後に、５ページの（都道府県による連携体制の構築）でございますが、都道府県が広域行政として市町村の支援調整会議の設置や、設置の後押しですとか研修開催の役割を担っていくということは大変重要と考えております。

ありがとうございました。以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　まず、都道府県と市区町村の役割を明確にする方向については賛成です。

１点、夜間・休日の相談体制の項目を、相談受入れ体制にしていただきたいと思っております。現場で起きているのは、相談はできても今夜泊まる場所がないという問題です。夜に死にたいと連絡をしてくる女性に、電話やSNSで応答できても、その夜をどこで過ごすかが決まっていなければ支援になりません。女性相談センターが夜間一時保護の判断と受入れができる体制、できない場合は民間の緊急宿泊につなぐ手順を明記することを検討いただきたいです。

もう一点、市区町村に配置が進まない理由として「ニーズがない」とありますが、相談が少ないということはニーズがないのではありません。地方では、役所に親戚や同級生がいて相談に行けないという声を私たちは受けています。窓口の匿名性と、住所地を離れて相談できることを前提に体制を考えていただきたいと思います。

○戒能座長　ありがとうございました。
　それでは、熊谷構成員、どうぞ。
○熊谷構成員　全女連の熊谷です。
　３ページですが、村木構成員と同じ意見で、まず役割分担ではなくて、ここのテーマは相談支援体制から入りますから、体制のところからまとめていただきたいのですが、特に（女性支援に関する相談窓口の周知）というところ、前回宮城構成員から発言がありましたが、所属している県においてもいろいろな部署を回って女性相談支援員がいるということを言わなければつながりにくいという現状があるとのこと。
　東京においても、市区町村にいる女性相談支援員に関しては秘匿性を重視するがために名前を名乗れないという市区もあるという現状を聞いて、これではなかなか相談窓口の周知に至らない現状を実感しています。ですから、全女連として再三毎回言っていますが、DV法の秘匿性との体制のことに関して検討しない限り、女性相談支援員が名前も名乗れない現状があるということを変えられない、相談の入口の周知ができない、これらはやはり考えなければいけない事態だと思っています。
　あとは５ページで、性暴力被害者支援に関してですが、これも役割分担以前に体制の整備で、私たち女性自立支援施設はもちろん性暴力被害を受けた女性たちを措置決定後に受けているのですが、私たちが最初に入所オーケーと言えないので、そういう人がいれば必ず私たち施設は受けたい。現状では、ワンストップ支援センターと配暴センターが縦割りなので、なかなか女性相談支援センターにつながらないという現状に関して、体制のほうをまずこの検討会で協議したい。入り口から始めて、その後、役割分担だと考えています。
　以上です。
○戒能座長　ありがとうございました。
　雪田構成員、どうぞ。
○雪田構成員　今、既に出た部分でもあるのですけれども、３ページの女性相談の窓口の周知という部分についてなのですが、やはりニーズがないとかということではなくて、支援を必要としている方々、困難な問題を抱えている方々が支援につながっていない、アクセスできる方法まで届いていないということだと思いますので、ここは相談窓口の周知ということだけではなく、そもそもアクセスしやすい相談窓口であったり、相談方法であったりということで、困難を抱えている女性たちがいるであろう場所とか、訪問をするとか、様々な工夫を凝らして、まずニーズと支援が接点を持てるような形の窓口の設定というものをしていく必要があるかと思っております。
　それから、５ページのワンストップ支援センターとの連携や性的搾取の状況にある女性への支援というところに関連してなのですけれども、私もワンストップ支援センターに関わっているものですから、そのワンストップ支援センターには性風俗の産業の中での暴力被害を受けている、あるいは望まない妊娠をしてしまったというような女性たち、若年女性の方々が相談にお見えになっている。それを私ども民間団体が今、支援をしている。同

行支援をしたり、あるいは御自宅に訪問をしたりという形でつなぐ、継続して見守るような支援をするように努力しているところなのですが、なかなかそれが途切れたりする。そして、この女性支援法の女性相談支援センターとの連携に至っていないという部分がありますので、そういった女性たちを孤立化させないということでの連携の在り方をぜひ探っていただきたいと思っております。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

あと１分くらいありますので、どなたかお一人ということで、田村構成員、どうぞ。

○田村構成員　女性相談支援員を配置するということに関して富士宮市は、私、自治体職員としまして必置でというようなプレゼンをさせていただいたところではあるのですけれども、置いただけでは進まないということもあるのかなということを改めて感じたところになります。職場の理解、担当課の理解を得られないと、という議論もあったのですけれども、必要性を感じていないところに関しては、やはりうちはそんなにニーズはないよというような形で、必要性を伝えるというのはすごく難しいと感じています。

村木構成員もおっしゃっていただいた役割分担と言ってしまうと、やはり分業みたいなイメージ、言葉で、そういうイメージがついてしまうので、女性相談支援員の役割というところをやはり明確にしていくことで理解が進んでいくのかなと思います。

それで、例えばなのですけれども、DVの関係で住基支援措置というものを受けて、その情報を秘匿しなければならないというのは、各課の協力がないとできないことになりまして、女性相談支援員がいることによってその秘匿性を高めることの必要性を訴えていくことができるというのがまず１つあると思いますので、そういったことを明記して必要性みたいなものを自治体につなげていければと思います。

５ページのところでも、女性相談支援員が継続的につながり続ける必要性で、必要な施策があればそこにつないでいくというようなところも踏まえて、こういった役割をしていますよというようなことを明記していくと広がっていくのかなと感じているところになります。

以上になります。

○戒能座長　ありがとうございました。

ほかの方は、もうよろしいですか。

もしありましたら、最後の20分がございますから、そのときに御発言ください。

それでは、２番目の論点に移りたいと思います。＜公的支援機関における支援状況＞についてというところです。では、挙手をお願いいたします。

それでは、熊谷構成員。

○熊谷構成員　全女連の熊谷です。

まず６ページの説明のページで、一番上の【現状・課題】の上から３行目から４行目の②で「一時保護所・女性自立支援施設側において『自傷行為のおそれがある』『高齢者』

『障害者』等を対象外としている場合があることが考えられる。」と、入所率の低い原因ですね。

だけど、女性自立支援施設というのはいつも全女連では公設公営と民営と２つの立場があるということを何度もお伝えしていて、それはとても大事なのですが、民営のほうはほぼ対象外として断っていないんです。やはり公設公営併設型の施設が対象外として断っている、その理由に、国基準の２名しかいない一時保護所もやって、かつ併設の女性自立支援施設もやっているときに断らざるを得ないという苦労を聞いております。民営の施設は自傷行為のある人、障害、高齢の人も受けています。夜中に精神の陽性症状を出されていても寄り添って支援をやっております。ですから、データの取り方として気をつけていただきたい。

そのことを踏まえて、７ページのところでちょっと厚労省の御提案に質問なのですが、第１回検討会で室長も確かに「措置費（事務費）の支弁に関しては入所率のことは入っていない」という御説明がありました。入所率が反映される仕組みにはなっていない。そうなのですけれども、やはり入所の入り口の改革なくして、こちらの事務費について入所実績を勘案すると言われますと施設は潰れてしまいます。私たち自ら入れられませんので、ここはまず入所の入り口の改革を十分やってから御提案いただきたいと思っています。私たち施設は措置費の支弁に関する検討を拒否はしておりませんが、まずは措置決定後に入所を受ける私たちにとっては、受け入れ促進できる入所入口の改革を検討していただきたいのです。

以上です。

○戒能座長　お答えいただく必要はありますか。今、御質問とおっしゃったのですが。

○熊谷構成員　後でいいです。

○戒能座長　後でよろしいですか。

では、金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　最初の１番目のものと重複するかもしれませんが、性売買や性的搾取の項目が立ったことは大きな前進です。その上で、警察とか民間団体との連携を検討するという一文は置き換えていく必要があるかと思っております。

１つ目は、売春防止法の５条で検挙された女性が、その後、女性支援につながった例を私たちはほとんど知りません。

○戒能座長　少しゆっくりお願いします。

○金尻構成員　失礼しました。

売買春の問題の検討会の報告書でも保護、支援の必要性が明記されました。警察から女性支援窓口や民間団体への引継ぎを規定として置いていくことが必要です。

２つ目、性的搾取の状況にある女性の多くは、自分の性的な画像がネットに残ってしまう。その状態では就職活動も部屋探しもできないわけなので、削除は他省庁のお仕事であっても、そういった削除後にどう回復していくのかということは女性支援の仕事ではない

かと考えます。そういった意味で、アセスメントの項目にやはりAV出演被害があるにもかかわらずデジタル性暴力がないというところについても変える必要があるかと思っております。

あとは、措置決定のルール化についても対象外にしてはならないのは、自傷行為のおそれとか、服薬とか、障害で断らないことです。第１回目の資料では一時保護所の６割が自傷のおそれのある人を除外していたというところが重要です。

２つ目ですが、保護しない場合は代替先を紹介して記録していくということ。

３つ目には、断った件数と理由を公表していくということです。あとは、多様な選択肢として所在地非公表だけれども通信が自由とか、個室と専門職のある半開放型と、夜だけ安全に過ごせる地域開放型が必要ではないかと考えております。

あとは、地域定着では、地域で暮らす前に回復するという段階が抜けているのではないかと考えています。精神保健とか医療の接続を組み込んだ回復支援は独立する項目が必要ではないかと考えておりますし、年齢でなく状態で判断して、18歳前後で支援が途切れないということも一文に入れておく必要があるかと思います。

早口になってすみません。言いたいことがたくさんありました。申し訳ありません。

○戒能座長　御協力ありがとうございました。

それでは、ほかの方いかがですか。

内田参考人、どうぞ。

○内田参考人　ありがとうございます。

資料７ページの（受入を促進する方策）と（人員体制及び運営に関する基準・通知）についてでございます。

神奈川県では報告もいたしましたが、「わたしのお家」のような形で秘匿性の有無などにより多様な事情を抱える対象者を安定した体制で受けられるように小さいながら取組を始めておりますが、こうした形の女性自立支援の取組も一形態としてお認めいただけるような人員体制及び運営に関する基準、通知について検討をお願いしたいということがあります。

あとは、資料の９ページ目に（身近な地域の通いの場における支援）というものがございます。本県は通所型支援というものを３か所で開始したところなのですけれども、始めてみて、通所型というからには自宅から通える場所にあるということが重要だと感じております。ですので、市町村や民間支援団体が取り組む既存の母子支援やこども食堂などもありますので、そういった居場所を活用して小規模な形でも地域が主体となって取組が進んでいくような仕組みや財政的な支援などが考えられたらと考えております。

ありがとうございます。以上です。

○戒能座長　こちらの列はよろしいですか。

それでは、村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

またお出しした資料に沿って申し上げますけれども、１つ目は書いていないですが、「公的支援機関における」というのはちょっと違和感があって、センターとか相談員というのは、では公的ではないのかというところと、それから公的支援機関と言いながら中に民間団体との協働というものが入っていて、まるで公的の下請として民間があるような全体としての構成になっているというところに違和感があるというのが全体の構造の問題になります。

それからもう一つは、具体的な【検討の方向性】のところに対する意見として（受入を促進する方策）に一時保護のところが書いてあって、そのとおりなのですけれども、これも一時保護だけぽつんと出してくるからこんなことになるのであって、全体の相談から始まって支援につながっていく流れの中でどう捉えるのかということを考えるべきであって、そうだとすると、例えば最初に相談を受けた機関、アセスメントをした相談支援員とか民間団体と一時保護をするということは、当然情報の共有なりお互いの支援調整が必要になってくるのではないか。そのためには、基準の明確化とか、決定プロセスとか、決定利用の透明化が必要ではないか。

それから、その次の女性自立施設のところについて、これは「就労自立が見込めないことをもって」と書いてありますけれども、これは基本方針ではっきり書いてあるんです。自立というのは経済的自立だけではない。そこをもう一回徹底をするということが必要だろうと思っております。

それから、次の伴走支援のところでは、これも最初に問題提起しましたように、市町村の女性相談支援員がいないところでどうやって伴走支援をしていくのかというところの検討が必要だということと、それから他部門との連携をしていくという中で、実は福祉だけではなくて住宅の問題だったり、医療の問題だったり、就労の問題であったり、すごく幅広い連携が必要なので、それは記述すべきではないかと思っております。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

堀構成員、どうぞ。

○堀構成員　７ページの【検討の方向性】の（受入を促進する方策）について、２点ほどコメントさせていただきます。

６ページの【現状・課題】に示されているように、高齢や障害のある女性が察知されにくいということは国の調査研究事業でも明らかになっているわけですが、法の定義する状況にあって女性支援が必要であれば高齢や障害女性、それから入院するほどではない自傷行為のある女性などは可能な限り受け入れるような体制の整備が必要ではないかと思っています。

そのためには、高齢や障害、自傷行為があることによって措置の対象外としないということを、例えば基本方針などに明文化することですとか、人員配置の見直し、職員の専門性の向上のための研修などで支援体制の整備を図っていくことも必要だと思っています。

もう一つ、一時保護所や女性自立支援施設の受入れの促進についてですが、入所手続を明確化することは非常に重要なことだと思います。こちらの資料のほうにも書かれていますが、入所プロセスの明文化、ルール化、決定を文書化するなど、入所手続の透明化のために有効な策を検討していくことが重要だと思っています。前回の検討会でも、入所手続の透明化ということは強調されていたかと思います。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

髙岸構成員、どうぞ。

○髙岸構成員　資料を出させていただいております。

２については、７項目挙げさせていただいています。

１点目は、多様な選択肢が示されているところが今回の大きなところだと思いますが、その議論の前提としまして、センターが行っている一時保護所は、追跡のおそれがある方を24時間365日安全に保護する公的役割を果たしているということをきちんと位置づけていただきたいと思います。

秘匿性の有無などに応じた多様な支援の選択肢が提示されており、その方向性については大いに賛成するところでありますが、公的な保護機能については、その土台になるものとしての位置づけをしっかり打ち出していただきたいと思っております。

２点目が、一時保護につきまして、多様な保護というところで考えられるのですが、市町村等の自治体が独自に行っている緊急保護や宿泊費助成も含めて考えて、法に基づく一時保護との位置づけや役割分担も整理をして、そこにきちんと財源も確保して支援の複線化を進めていくということを考えていくことが必要だと思います。

３点目が、一時保護と施設入所が７ページ目のところで一緒に、行政がやっているからということでしょうか、書いてあるのですが、目的も緊急性も異なりますので、判断基準や決定手続について区別をして整理するということでお願いしたいと思います。

４点目が、運営費の見直しということで、これも大きな問題なのですが、空きがあるからといっていたずらに減らしてしまっては、いざ必要というときに受入れ体制が確保できないということになりますので、空きがあっても受入れ体制を維持するための基礎的経費はきちんと確保した上で、実績や支援が困難な方を受け入れているという困難度を評価するという形にしていただきたいと思います。

５点目が、多様な問題を抱えた女性の、様々な方の女性自立支援施設への入所が円滑に進むようにするには、回復を優先する方を含め、就労が困難な方にも一定の生活費が確保されるような仕組みの制度面の裏づけを整えていただきたいと思います。

併せて、６点目が生活保護や障害福祉、介護保険などについて、女性自立支援施設は居住地特例等が適用されておりません。施設所在地に負担が偏る仕組みとならないように検討していただきたいと思います。受入れの間口を広げるという方針と、それを支える費用負担の仕組みがセットで整えられていくことが必要だと考えます。

７点目が、「通える居場所」という単語が出てきますが、施設入所の可否の検討を前提としない独立した事業として位置づけて、地域の福祉の関係団体など、様々な実施主体が取り組めるような実施主体の多様化が図られることが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○戒能座長　ありがとうございました。

オンラインの方、先ほどの部分はお聞きしなかったのですけれども、お二人から御意見はいかがでしょうか。

岩本構成員、どうぞ２つ合わせてお話しください。

○岩本構成員　先ほどの＜自治体における支援状況＞と合わせてよろしいでしょうか。

○戒能座長　はい。

○岩本構成員　＜公的支援機関における支援状況＞について私のほうで簡単にコメントをさせていただきたいと思います。

先ほどから意見が出ていましたように、公的支援と民間団体の支援を本当に分けて議論できるのかなというのは確かに私も感じました。ですから、今、女性の意思に基づく支援を行うためには、多様な支援の選択肢があることが重要と７ページに書かれておりますけれども､実際には選択肢が十分にないというところがあるのではないかと思っております。

あとは、多様な状態像の方を受け入れるためには、受け入れた一時保護所、自立支援施設といった、施設だけで孤立して支援するのではなく、支援関係者の日常的な連携体制も重要になってくると思います。そのためには、多様な方に関わるスキルの専門性の向上に資する研修でありますとか、そもそもの人員体制、運営に対する基準の見直しという幅広いところを含めて検討することが必要だと思っております。

女性の意思に基づく支援を行うための選択肢が少ない状況がある中で、女性相談支援員にとっても、相談者に提示できる支援メニューのバリエーションが市町村によってばらつきがあると、地域によってはとても選択肢が少ないという状況がある中で、身近な地域で伴走的な支援が行えるように、一時保護や施設入所という選択肢ではない、今回出していただいていますような通える居場所のような選択肢が増えていくことが必要だと思います。また、選択肢を増やしていけるような枠組み、既存の社会資源も活用しつつ、公的支援、民間団体という枠組みの建て付けではないところで考えていくことが必要なのではないかと、この部分では思いました。

私からは以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。大変失礼いたしました。

ほかの方、いかがですか。

雪田構成員、どうぞ。

○雪田構成員　今の公的支援のところの立てつけが、一時保護と、それから女性自立支援施設という形で、そこの支援についての話になっているのですけれども、以前、私は会議で質問させていただいたことがあるかと思うのですが、女性自立支援施設がない県が８県

あったと思います。では、そこの支援はどうしていっているのかというところがちょっと私は分からないので、そこも含めた形でのきちんと検討をしていただきたいという意見です。

○戒能座長　分かりました。ありがとうございます。

まだ御発言いただいていない方で、清水構成員、どうぞ。

○清水構成員　８ページの伴走支援のところですけれども、村木構成員も他分野との連携をおっしゃっていましたが､やはり女性相談支援員だけではなく､福祉やそれ以外の部署、いろいろな部署とも連携していかないと進んでいかないと思いますので、そういったところも伴走支援のところにしっかり含めていくべきなのかなと思っております。

○戒能座長　まだ御発言になっていらっしゃらない方はおられませんか｡よろしいですか。

宮城構成員、どうぞ。

○宮城構成員　ありがとうございます。

まず、一時保護についてお話ししたいと思います。

一時保護については受入れが難しい、ハードルが高いというお話もありますが、難しい理由を考えるのではなく、どうすれば一時保護につなげられるのかという視点で、やはり制度や運用を見直す必要があるのではないかと思います。居場所がなく、例えば一人でいることに危険が伴う女性が一時保護につながらない場合には、本人の希望や状況に合った保護先を積極的に検討することが必要であると思います。

また、地域や施設によって対応に差が生じないよう、方策にもあるように、サテライトなど柔軟な利用ができるところをつくっていくことは重要だと思います。

一方で、一時保護後の行き先となる社会資源に乏しい地域の現状も踏まえる必要があるのではないかと思います。

退所後の生活の見通しは、一時保護の受入れ可否の判断にも影響しているということが考えられるので、退所後の生活を支える地域での支援体制を可能にする基盤が求められると思います。生活再建に向けた女性相談支援員のケースワークと、加えて女性相談支援を中心とした地域の自治体による支援体制を強化していく必要があると考えます。

なぜかというと、厚労省が出している統計によると、退所後の行き先として、帰宅、本人の自立、帰郷や縁故知人を頼るというところだけで半数を占めています。これは社会資源につながったという退所ではなく、自助努力とか、縁故知人を頼るという誰かに頼っていくということにすぎないものだと思います。もしかしたら退所先が見つからず、やむを得ず選択した結果かもしれません。いずれにしても着地する地域の支援体制というものを強化していくことは重要ではないかと思います。

ありがとうございます。

○戒能座長　ありがとうございます。

次に移ってもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、続きまして＜民間団体との協働による支援状況＞という

ところにまいります。御意見をお願いします。

では、堀構成員、どうぞ。

○堀構成員　10ページの【検討の方向性】で、（官民協働の取組の推進）ということは非常に重要だと思います。

民間団体は、偏在しており、全ての都道府県に民間団体はあるわけではありませんので、そうした偏在の中では民間団体の育成、それから立ち上げの推進というものは全国どこでも必要十分な支援を受けられる体制整備として、官民協働支援事業を展開していくために非常に重要な方向性であると思います。

ただ、その一方で、立ち上げ後に民間団体が立ち行かなくならないように補助ですとか委託の在り方、そういったものも併せて検討する必要があるのではないかと思っています。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

続いて、村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

すみませんが、また構成の問題として７ページ目の【検討の方向性】の（公的支援機関・民間団体の協働のあり方と支援の選択肢）というのと、今、議論されています（官民協働の取組の推進）というところは、どういうふうに整理されているのかがよく分からなかったというのが構成のところです。

それから、民間団体の立場で申し上げますと、これは前回にも申し上げましたけれども、１つは民間団体が継続的にサステーナブルに取組ができるような方策をぜひお願いしたい。難しいのは承知で言いますけれども、単年度主義からどうやって切り替えていくのかというところと、それからもう一つは事業ではなくて団体のマネジメントそのものについて、ここが一番難しいところなので、何らかの支援ができないかというところ、その２点について申し上げておきたいと思います。

もう一点、髙岸さんのペーパーを読ませていただいて、いいことが書いてあるなと思ったのは、様々な団体が得意分野を生かして参画するというところはぜひ考えていただきたい。例えば、今の状況だと、アウトリーチをしていないところには一切補助が出ませんとか、そのようなことを自治体のほうから言われるので、そうではないいろいろな取組ができるような仕組みにしていただければと思っております。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　ありがとうございます。

まず、育成や立ち上げの事例検討の場の方向性については賛成です。それで、２点あります。

１点目は、財源の中身です。民間が引き受けているのはやはり縦割りとか、制度のはざ

まにある夜間とか自傷、依存、性売買の渦中のケースです。柔軟性について評価される一方で、先ほど村木構成員がおっしゃっていただいたとおり、単年度契約と低い人件費単価で､使途の制約の中で使命感に依存して回っている現状があります｡複数年契約だったり、専門性としての人件費単価、使途の拡大の３つを求めていく。

あとは、他県では食事の提供が補助対象にならないという例も聞いていますので、立ち上げ支援は２から３年の伴走が必要ですし、食事の提供なども包括的な形の対応が必要ではないかと考えます。

２点目、協働は対等な関係なのですけれども、やはり行政が民間を指導するという構図になると協働ではなくなります。実際に協働事業の中で事例検討やスーパービジョンの名目で実質的な指導を受けた経験があります。他団体からも聞いております。やはり事例検討は困難だった事例を持ち寄って、一緒に考える場にしていく必要がある。よい事例を誰が決めるのかも含めて、反対に悪い事例を基に考えていき、それからアイデアを出していくということが必要ではないかと考えます。

最後に、２番目の公的支援機関の補足になりますけれども、措置費用は民間シェルターのある自治体に、他の自治体からきた女性の生活保護などの負担が集中して受入れを渋るという理由になっていると考えています。ですから、やはり受け入れた現在地での自治体への加算などを検討いただきたいと考えています。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

それでは、内田参考人、どうぞ。

○内田参考人　ありがとうございます。

資料に10ページに（官民協働の取組の推進）という項目がございます。官民協働の取組の充実は大変重要と考えております。

ただ、民間団体は財政基盤が脆弱である一方で、行政では支援につながりにくい当事者の支援を担っているという現状がございます。また、団体自体の活動の幅がさらに広がるようにという思いもありますので、官民協働というだけではなくて、安定した運営のための財政措置などを講ずるべきではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○戒能座長　会場に御出席の方、いかがですか。

雪田構成員、どうぞ。

○雪田構成員　民間団体の協働といいますか、ネットワークづくりというところなのですけれども、先ほどもちょっと発言があったかとは思うのですが、私の経験でも、女性の支援をしている分野の民間団体のネットワークというのはお互いに知っていたりしますので、これまでもネットワークをつくりながら、それぞれの得意分野を生かして支援をしてきていたということがあるのですけれども、この女性支援法ができて以降、例えば居住を支援する法人だとか、そういった民間団体とのつながりとか、徐々に広がってはいっている。

ですから、そういう形で多分野の民間団体がきちんとネットワークづくりを女性支援という視点で結びつけながらしていくという体制を全ての地域でできるように、それは行政がバックアップをしながらぜひつくっていっていただきたいと思っているところです。

○戒能座長　よろしいでしょうか。

では、熊谷構成員。

○熊谷構成員　ここのところは女性自立支援施設、全女連の立場から言いますと、官民協働というのは大きい言葉なのですが、もっと日常的な民間団体と女性自立支援施設、特に地域で単体として女性自立支援施設を運営している社会福祉法人立は23施設あります。そこは地域につながっていく社会福祉法人の施設なのだから、そこと地域の民間団体との日常的な交流、連携というものはぜひ入れていただきたいのです。

官民協働だけでは見えない。本当に女性支援というのは、日常的ないろいろな関わりの中で、本人は最初に語れない。連絡や生活を通して、お付き合いする中で見えてくるというところが大変多いので、通える場所というのも、通っていらっしゃってもすぐいろいろな思いが出て、語れて支援ができるというわけではない。時間が必要なのです。地域に必ずある施設と、地域にある団体が日常的につながることはとても大事で、そのことをもって役所にいらっしゃる宮城さんたち女性相談支援員とつながり、女性相談支援センターとつながってというふうに、もうちょっと日常的な支援の連携の部分も具体的に入れていただきたいと思います。

以上です。

○戒能座長　それでは、どうぞ。

○髙岸構成員　髙岸でございます。

先ほど村木構成員のほうからもコメントいただいたのですが、民間団体への補助の在り方について意見を１点書かせていただきました。

民間団体がないとか､あるいは少ない地域も現在多くあります｡団体の中には相談とか、居場所とか、同行支援とか、住まいとか、様々な団体がそれぞれの得意分野を生かして参画できる可能性があると思いますので、そうした柔軟な補助の仕組みとすることで地域の担い手を増やしていけるのではないかと考えます。

通える居場所については先ほども申し上げましたが、多様な主体が実施できるようにしていけば、数も増えて非常に利用しやすくなるのではないかと考えております。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、会場でひとまず一巡したと考えまして、オンラインではいかがでしょうか。

では、近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員　ありがとうございます。

全国女性シェルターネットの近藤でございます。

民間団体の協働というところで２つ意見を出させていただきたいと思います。

１つは、財政支援ということです。困難女性支援法が施行されましてから、実は民間の支援団体にはかなりたくさんの困難女性がいわば殺到するという形でつながってまいりますが、残念ながらここに書かれていますように、直接民間支援団体の運営ですとか、支援実績をきちんと支える財政基盤というものはまずないというのが現状でして、各自治体が手を挙げて協働事業として国からのお金を半分いただくみたいな仕組みの予算措置しかございませんので、最寄の自治体が、うちはそれほどお金を出せないからということで、新しい事業や、具体的には支援のプログラムをつくらないことには、民間支援団体はどうしても国のお金を使って公的な支援機関と対等に一緒にこの仕事を進めていくというのは難しいです。ですから、できるだけ自治体が手を挙げなくても何らかの公的な財源がきちんと民間支援団体の日常的な活動、運営を支えていただけるような、そういう予算の流れ方、お金の流れ方をぜひここで検討していただきたいと思います。

といいますのも、公的な支援機関、特に女性センターとか、それから配暴センターとか、それぞれの自治体が動かしている支援の仕組みと、それから民間支援団体がそこからつながれてきたり、あるいは直接対応したりする当事者の支援というのは、実は重なっておりますし、入り口から出口までの長いお付き合いを丁寧に進めていけるのは民間支援団体の実績があってのことだと思います。

私はあくまでも困難女性支援法は当事者が理不尽にも受けた被害からの回復支援をきちんと求めるという当事者の権利行使の法的な根拠となるものだと思っておりますので、その意味では民間支援団体も、それからもちろん公的な支援機関も、当事者のニーズに応えられるだけの基盤をきちんと持っていなければ、実は官民の対等な連携支援ということは難しいだろうと思います。ぜひこのお金の流れ方について御検討いただきたいと思います。

それから、官民協働のネットワークづくりということですけれども、実は全国的に女性支援にかかわらず、生活困窮ですとか、様々な分野のネットワークをつないで仕事をしているのが民間の支援のありようだと思うのです。女性支援を一つの核にして、関連する様々な関係機関や支援団体とのネットワークを、ぜひこの法律の施行に伴って動かしていただきたいと思います。

残念ながら、この２年数か月、新しい法律ができても、実際の女性支援の現場というのはほとんど変わっておりません。民間支援団体の負担がますます大きくなっているというのが私どもの現状です。ぜひそこを御検討いただきたいと思います。

○戒能座長　ありがとうございます。

民間団体との協働について、どうしても今、御発言なさりたい方がいらっしゃらなければ、時間が早めですが、次の人材育成のほうに移りたいと思います。どうぞ、御意見をいただけますか。

堀構成員、どうぞ。

○堀構成員　【検討の方向性】として、（人材配置・育成）ということについて２点ほどコメントさせていただきます。

女性相談支援員などを対象とした研修について、固定した内容ではなく、知識やスキルを段階的に習得する内容について見直していくという方向性については賛成です。

一方で、まだまだ研修の受講率がさほど高くない、あるいは研修に出られないといった職場環境があるということも伺っております。研修に出やすい環境整備ですとか、研修受講に関わるインセンティブ、あるいは義務化ということも含めて検討していくことが必要ではないかと思っています。

また、女性自立支援施設や女性相談支援センターの職員に対しても必要な研修の体系化も、職種別ということになるのかもしれませんが、そうした体系化も併せて必要ではないかと思っています。

さらに、女性支援事業において、非常に複合的な困難を抱えている女性を幅広く受け入れて支援の質を担保していくためには、例えば児童福祉領域の児童福祉司ですとか児童指導員のような、法律や省令に基づいて任用要件というものを明確にしているような、新たな福祉職の配置というものが必要だと考えます。こちらも検討していただきたいと思います。

私からは以上です。

○戒能座長　それでは、金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　ICT、AIは運用状況の把握から始めるのでは極めて遅いと考えます。AIは既存の制度や知識を踏まえた事例を整理し、助言できる水準で、私たちぱっぷすも使っています。全国の困難事例とノウハウを匿名化した知識基盤として作成して、相談員が１人の自治体でも夜間でも照会できるようにすること、これは効率化ではなくて人材を失わないための方法である。

相談員の多くはやはり非常勤で、１人で判断を抱え、記録に追われ、相談相手もなく、二次受傷をして辞めていくというのを私たちも目の当たりにしています。最終判断は人間です。AIは参照、整理、助言という原則を明記して、来年度からでもモデル事業をしなければならないと考えます。

２点目、スーパービジョンと行政指導の区別が必要になります。スーパービジョンは専門家が事例を一緒に検討する営みで、委託元である行政による事業の管理・監督とは別のものです。外部の専門家、または経験のある民間団体が担うというふうな形を提言します。そして、好事例ですね。よい事例の共有ではなくて、うまくいかなかった事例の検証が必要です。支援が途中で途絶したり、実際に自死に至ったりする困難な事例など責任追及ではなく、検証として共有する仕組みをその支援者支援に位置づける必要があると考えます。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

４点申し上げます。

１点目、研修をしたら人材の資質が上がるというものではありません。人事の考え方として、堀さんがおっしゃったような最初の任用のところ、研修、それから評価をして、あるいは宮城さんのおっしゃったような資格認定等、そして待遇、こうしたことの全体が連動していって初めて人材というものは育っていくので、もちろんできること、できないことはありますけれども、その全体の流れをぜひ意識をして検討していきたいと思います。

それから２つ目、民間団体のほうの支援人材の育成ということにも御支援を賜れればと思います。

３点目、専門職が出てきていますけれども、センターに心理判定員とか、看護の方だとか、福祉関係者とか、いろいろな専門の方がおられる。これをもっといろいろ活用できるような、活躍できるような仕組みができないだろうかということです。

４点目、ICT、AIに関しては先ほど金尻さんがおっしゃったようなことで、今は急激に進んでいますし、特に私の知っている限りでは介護とか障害の相談支援のところでAIを使う動きというものの研究が今、進んでおりますので、そういう先行事例などもよく御覧をいただいて進めていただきたいと思います。

以上です。

○戒能座長　内田参考人、どうぞ。

○内田参考人　ありがとうございます。

少し重なるところもあるのですけれども、お話しいたします。

資料は12ページで、（人材配置・育成）のところですけれども、女性相談支援員の研修内容につきまして、段階的に体系化するというのは大変重要と考えているのですが、一方で、現状といたしましては会計年度任用職員である女性相談支援員が多く、会計年度任用職員が主任の役割を担っていくことにはちょっと限界も感じているところでございまして、また市町村でも配置が進まないのではないかと考えて、こうした現状からも女性支援事業への福祉専門職の配置ですとか、常勤の配置が必要ではないかと考えております。そうすることによって、庁内、庁外、ともに関係分野との連携も進みやすいのではないかという考えがございます。

さらに、ICTやAIを活用した相談支援記録や支援のノウハウの共有につきましては、こうしたことが全国共通で検討が進められれば、支援の入り口であるアセスメントから具体的な支援内容まで見える形で整理されて支援の充実にもつながるということと、あとは統計処理など、事務の効率化も進みますし、それで実際の支援のための時間も確保できるのではないか。人材不足の窓口とか、事例の少ない地域などについては、さらに有用ではないかと考えております。将来的には情報連携などを見据えて、さらにスピードアップした検討を進めていただければと考えております。

ありがとうございます。以上です。

○戒能座長　田村構成員、どうぞ。

○田村構成員　ありがとうございます。

女性相談支援員の配置を進めていくに当たりまして、やはり１人の会計年度任用職員で対応されるようなところもこれから出てくるかもしれないという状況かと思います。その中で、ではお願いしますと言ってもなかなか支援というのはできないと思いますので、そこはやはり都道府県ですとか、国ですとかにスーパーバイズをしていただく必要はあるのかなと思います。

それで、私からは、二次受傷やバーンアウトしてしまう支援者も多いということも伺っています。そういう対処策としてはやはり情報共有に尽きるとは思うのですけれども、研修ですとか、そういったところで同じ悩みを抱えている支援者同士で話すだけでも大分違ってくると伺っていますので、そういったことも議論していければと思っています。

あとは、やはり一人で孤立しないということも大事ですし、データベースでいろいろな事例を知れるというのも孤立にならないような役割もあるのかなと思った次第です。

私からは以上となります。

○戒能座長　ありがとうございます。

宮城構成員、どうぞ。

○宮城構成員　ありがとうございます。

育成のほうですね。女性支援に関わる人材の専門性を確保し、支援の質を高めていくためには、まず専門職として女性相談支援員の育成にしっかりと目を向けていただきたいと考えています。

現在、女性相談支援員の採用要件や研修の受講状況には地域差があり、専門性を身につけるための体系的な仕組みが十分に整っているとは言えません。そのため、女性相談支援員として最低限学ぶべき内容と講義時間などを定め、一定の研修を修了したことを認め、認定する制度を整備する必要があるのではないかと思います。

現在、シラバスの研修はありますが、認定制度とリンクされていないため、業務優先となり、受講はまちまちになっています。本当の意味で支援の質の向上を考えるのであれば、認定制度とリンクさせていく必要があるのではないかと考えます。

外部での研修参加が難しいという現場の声はあります。オンラインで受講できるということは大切ではあるのですが、業務を優先せざるを得ず、十分に受講できない状況も現場ではあります。そのため、集合研修という機会を確保するとともに、自治体が積極的に研修受講を促し、専門性強化に努めていただけるように、例えば、研修受講を補助金の交付要件にするなど、認定制度とリンクさせて研修を受けることが組織として保障される仕組みを検討することも必要ではないかと考えます。

さらに、人材不足の背景には待遇とか処遇の低さ、雇用の不安定さもあります。専門性を高めても、それが適切に評価されず、経験を積み重ねながら働き続けることが難しい状況では人材の確保や定着は進みません。人材の確保は採用の問題だけで捉えるのではなく、育成とか専門性の評価、処遇改善、定着までを一体的に考える必要があると思います。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

人材育成について、オンラインの方はいかがでしょうか。

岩本構成員、どうぞ。

○岩本構成員　ありがとうございます。

人材に関して、女性支援に関わる人材の専門性の確保のための研修は重要であると私も考えております。女性相談支援員、女性相談担当部署の職員等、それぞれの立場、役割、または職種に応じた研修も必要であるとは思いますけれども、連携を進めていくためには他機関の担当者や関係部署が一緒に参加する研修も必要であると考えております。

また、既に国で作成されている女性相談支援員へのオンデマンド研修教材もありますので、それのさらなる活用も含めまして、人材育成支援者支援の在り方の取組を検討していくということは本当に重要であると考えております。

また、専門職の配置というところも大変検討としては重要であると考えます。それだけではなく、現在高い専門性を有している女性相談支援員の非正規雇用の割合が高いということを踏まえますと、働き続けられるような処遇についても併せて検討することが必要であると考えております。

私からは以上です。

○戒能座長　オンラインはよろしいでしょうか。

会場で御発言なさりたい方は、よろしいですか。

早く進んでおりますけれども、全体討議時間がこれでいっぱい取れますので、討論が終わってから事務局には御説明とか御質問に対する回答とかいただくようにいたしましょうか。

それでは、４つの領域について皆様から非常に熱心に御意見を出していただきました。今日はまだ時間があります。

全体の構成というのは、検討会が始まるときに既に提示されていましたが、検討の視点が４つに分かれていて、それに即して事務局で【現状・課題】と【論点】を整理し、皆様の御意見を伺った上で【検討の方向性】というまとめをして、さらに今日、御意見を伺うということだったと思います。後で御説明がありますけれども、すぐに報告書案を審議するということではありません。したがって、全体の構成、つまり、全体をどういうふうに組み立てるか、報告書の構成については次回以降の大きな論点だと思います。

それで、１つは市町村などの取組があまり積極的でない状況、それをまずどうしても変えなければいけないという問題意識が強くあって、資料１は、そこから出発しているのかなという感じはいたします。しかし、報告書案として法改正、あるいは基本方針の改定というところからいきますと、どういう構成にするかということは極めて重要ですので、次回以降、また御提案をいただいた上で議論をしていくべき事項かと思っております。

ただ、どういう視点からということがそこでは欠かせませんので、法律から出発しますと３つの基本理念を掲げておりますから、そこを基軸に据えて、どういう構成をすべきか

というのはさらに検討をしていきたいと考えております。

２点目としては、事務局から御用意いただいたものにプラスアルファすべき点のご指摘がありましたが、それ以外に報告書の中に取り入れるべき問題でまだ出ていない点についてはいかがでしょうか。お考えがございましたら御指摘いただければと思います。

それ以外でも結構ですので、御自由に御議論なさってください。まず挙手をお願いいたします。

堀構成員、どうぞ。

○堀構成員　今、法律の３つの基本理念を基軸にと座長がおっしゃられましたが、本人の意思の尊重､それから最適な支援体制の整備といったことが基本理念には掲げられており、先ほど村木構成員や熊谷構成員もおっしゃられていましたし、私も最後に申し上げようと思っていたのですが、やはり相談体制の整備ということについて、この中で少し読み取りにくい。今の区分の中では読み取りにくいと思っています。

ですから、この相談支援体制の整備という部分をもう少し明確な形で提示する。もちろんそれぞれの機関による相談体制の在り方というのもあるのですが、全体としてどう困難な問題を抱える女性を支援していくのかという、その方向性といいますか、そういったものが明確に出てくるような形でおまとめいただきたいと考えています。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

熊谷構成員、どうぞ。

○熊谷構成員　堀構成員につながることですけれども、座長が、「それ以外にないか」とおっしゃったのは、前回の最後の座長のおまとめで、そもそもなぜ女性支援なのかというところが大事で、結局のところ、福祉の領域ですけれども、女性福祉という明確な領域はなくて、乳児でもこどもでも高齢者、障害者もどこでも女性はいるわけです。

ただ、性はグラデーションなので男、女の二分化ではないのですけれども、どこの領域に行っても女性はいるときに、女性特有の困難な課題があるという認識がまだ日本ではあまりない実態があるので、ここは厚労省のこの検討会が踏ん張りどころだと思うのです。

ですから、「女性の相談がない」というのは見えないだけ、発見できないだけで、高齢の女性でも、高齢でいろいろ生活苦と言っても、初めから家庭内で息子からの暴力があるということを、田舎だから窓口で言えない。相談窓口ですぐ出ないことなんです。また、女子の場合も家の中で父親から性暴力を受けているというのも言えない。恥ずかしくて言えないだけではなくて、閉ざされた家族の中でそういうふうな性暴力という認識を持てないで育つこどももいる。親のネグレクトで児童養護施設に入って何年か経って、初めて分かる､しっかりした性教育を受けて初めて性暴力を受けていたとわかる女子もいるのです。

だから、「女性特有の困難」を発見するのが難しいのは事実です。でも、せっかく女性支援法ができたのだから、「見えなかった、気づかなかったこと」をどう見える化するかということで､まずは行政や機関の役割分担以前に､最初の入り口を担う地域､民間団体、

そういうところの「女性支援の視点を持つ」相談支援体制をどうするかということだと本当に思います。

それで、市町村のほうでは任意とはいえ「重層的相談支援体制」というのも一方でやっていることとどうリンクできるか。市町村は本当に人手不足だし、女性相談支援員を置けなかったりするのも事実だし、どんどん人口は減る。だけど、だから社会福祉法で重層的整備体制というアイデアが出ているわけなので、田村構成員のところのように、とにかくこどもと女性は一体化ではなくて女性支援は「女性」で置きましたという自治体もあるわけなので、やはり私は入り口の相談体制の整備を十分この検討会では検討して、なぜ女性なのかをつけて、それから順次体制の役割分担ならば役割分担に進む。最初の入り口だと思います。日本ではまだまだ女性の課題という認識が薄いのは事実ですので、何とかしたいと思います。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

では、金尻構成員、どうぞ。

○金尻構成員　ありがとうございます。

デジタル性暴力被害について、彼氏から性的な写真を撮られてしまった。性的な画像が拡散しているかもしれない。性的な画像がネットに残ると、やはりその状態では就職も部屋探しもできない現状があります。ですから、デジタル性暴力被害についても定義の検討に入れていくべきではないかと考えます。

あともう一点ですが、社会的養護につながらなかった18歳前後の若い女性が性被害を受けた、その受け皿が、本来は女性支援なんだけれども、実際は性売買に直結してしまっている問題がございます。あと少しで18歳になる子を保護したけれども、やはり児相につながらないという事例は若年女性支援には珍しくありません。ですから、年齢ではなくて、状態で判断し、18歳前後でも支援が途切れないようなことを基本方針に入れていく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

宮城構成員、どうぞ。

○宮城構成員　ありがとうございます。

先ほど座長のほうからも、市町村が積極的ではないとありました。議論の中では、女性相談支援員の配置にこだわらず、担当部署から他部署との連携が出来ればいいのではないかという意見もございますが、自治体の対応が消極的だったり、ニーズがない、理解が進まないという現状があるのであれば尚更、実際に明確に実働を担う人を置かないと、これまでと何も変わらないのではないか。必要な方に支援が届くということからは、ほど遠くなってしまうのではないかと思います。

女性相談支援員を義務設置したとしても、他職種との兼務にとどまるのではないかとい

う懸念は確かに理解しています。

しかし、だからといって配置を進めないのではなく、まずは女性相談支援員を配置することを制度として明確にすることが重要ではないかと考えています。支援の実働のいない体制というのは啓発的要素にとどまってしまい、女性支援事業の目指す具体的に相談者に届く福祉サービスとは離れたものになってしまいます。

その上で、女性相談支援員の専門性や役割を明確に位置づけて、認定制度などを通じて、その専門性を社会的に認めていく必要があると思います。女性相談支援員の仕事は、ほかの福祉職の業務に付随して担えるものではありません。本人を中心に、本人の意思や気持ち、その時々の揺れを受け止めながら、複雑に絡み合う困難というものを見立てて、必要な支援を継続的に組み立てていく仕事です。こうした専門性と役割が明確になれば、兼務では十分にその役割を果たすことは難しいということが見えてくるのではないかと思います。もちろん配置しただけで終わらせるのではなく、認定制度化することで専門性を磨き続けていくことは必要だと思います。

兼務になる可能性があるから義務設置は難しいと考えるのではなく、まずは配置を進め、その専門性を明確にし、その役割を十分に果たせるという体制へ発展させていくことが必要ではないかと思っています。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございます。

田村構成員、どうぞ。

○田村構成員　ちょっと違った視点から申し上げたいと思います。

今、積極的ではない市町村があるとか、そもそも女性相談支援員を設置する必要性みたいなところをどう訴えていくかということだと思います。今、熊谷構成員もおっしゃったのですけれども、そもそもなぜ女性支援かというところに立ち返ると、資料１にあったら申し訳ないのですが、この制度自体の周知啓発みたいなところをもうちょっと書いたほうがいいのかなと思いました。その中で、市町村の女性相談支援員の役割としても恐らくあると思いますので、その辺をどう進めていくかということを議論してもいいのかなと思いました。

それで、私もちょっと教育が携わる役割も大きいと思っていまして、教育機関にもこういった困難な問題を抱える女性がいますよ、ついては相談するところもありますよというような啓発もしていくことで未然に防げるところもあるのかなと思いますので、そういった周知啓発的なところをもうちょっと盛り込んでもいいのかなと思った次第です。

以上です。

○戒能座長　村木構成員、どうぞ。

○村木構成員　ありがとうございます。

全く違う観点なのですけれども、今回も、それからこれまでの議論でも出てきた根っこの問題として、秘匿を必要として、暴力に対してどう保護するかという支援の在り方と、

それから社会に向けて自立をしていくという支援の在り方、この２つの整理というか、バランスがやはり避けて通れない問題である。これはさらに言えば、厚生労働省と内閣府でどういうふうに調整をしていくかという問題でもある。非常に難しい問題ですけれども、ここはやはりきちんと議論をしていく必要があるなという気がしております。

○戒能座長　雪田構成員、どうぞ。

○雪田構成員　大きな話ではないのですけれども、都道府県と、それから市町村で女性相談支援員の配置だとか、認識にかなりギャップがあって、市町村の取組をいかに進めていくかというところの一つとしては、この間の経験というか、２年間やっていた中で、やはり支援調整会議というものをいかに活用といいますか、きちんと実践していくかというのはすごく大事だと思っています。

ですから、当初に女性の方の相談を受けたり、つながってきた段階できちんと都道府県と該当する市町村の、それは今、女性相談支援員さんがいないところもあるかもしれませんけれども、それを担う女性相談の方という形で、当初の段階からきちんと御本人も交えた支援調整会議を充実化していくという形で支援調整会議を非常に重視していくことが大事だと思っているのです。

実際に大阪で取組をしていて、やはり支援調整会議がとても有効であるし、その会議の結果、よかったというような感想が周りから聞かれているということですので、それによって市町村が自分たちの果たすべき役割も実感として出てきて、それで配置にもつながっていくのかなと思いました。

○戒能座長　今の支援調整会議なのですが、大阪府の場合は個別のケースを府でまずやるわけですか。

○雪田構成員　私も全ては把握していないのですけれども、大阪府の女性相談センターさんがその関係をするところ、市町村にもお声がけをして、あるいは民間団体にもお声がけをして開いているということです。

そして、そのときに市町村によって反応がいいところと、そうではないところがやはり分かれるというところが今、次に解決しなければいけないところだということです。

○戒能座長　分かりました。

措置、入所に関わる会議ということにつながる。

○雪田構成員　そうですね。今はどうしても女性相談センターがされているのは主に一時保護についてというところですけれども、一時保護にならない方についてもどのように支援していくかということの議論を今、始めておられるということで、別の部門としてきちんとするという議論を始めたというふうには聞いております。

○戒能座長　ありがとうございます。

新保構成員、どうぞ。

○新保構成員　今日もとても重要なお話を聞かせていただけて本当に感謝しております。

私は生活保護と生活困窮者支援の領域が、女性支援と大変密接であるということから、

この場に参加させていただいているのですけれども、できれば「女性の声」を聞いていただくというような調査研究を今どこかに入っていたら申し訳ないのですけれども、ぜひ入れていただきたいと思います。

生活保護と生保困窮もそうなのですが、検討会や審議会の場に当事者の方の参加がなかなかしづらいところがあります。支援をなさっていらっしゃる方、研究者の方が女性の代弁者になっておられますが、調査研究の形で質量、両面から女性の声をぜひ聞いていただきたいです。

調査研究のデータを根拠としながら、ぜひ当事者の声を生かせるような仕組みを御検討いただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○戒能座長　その場合は、国が全国的にやるのではなくて、自治体、少なくとも都道府県レベルでそういう調査をやったらどうか。そういう仕組みをつくったらどうかという御意見と理解してよろしいでしょうか。

○新保構成員　調査主体をどうしていくのかということはこれからかと思いますが、ぜひそういったことも継続していただきたいということです。

以上です。

○戒能座長　当事者の声をということですね。ありがとうございます。

この段階では報告書の具体的な中身までは議論しませんので、報告書の方向性を明確にしていくことが課題です。ですから、その際に欠かせない議論をしていただきたいと思います。

清水構成員、どうぞ。

○清水構成員　ちょっと細かい点かもしれないのですけれども、官民協働ネットワークといったときの官のほうなのですが、やはりここも女性相談員を核として、様々な部署、他分野ということでの官とのネットワークづくりが重要なのかなと思っております。

あともう一点、この４つの検討の論点ではないのですけれども、困難なおそれがある女性もこの法の対象というところで、相談に行くよりももっと前ですね。まだ困難に陥る前の女性の教育だったり、相談してもいいんだというような周知啓発もやはり重要なところなのかなと思っております。

○戒能座長　それは先ほどの啓発ともつながっていく点ですね。ありがとうございました。

熊谷構成員、どうぞ。

○熊谷構成員　何回もすみません。全女連ですが、宮城さんは全国女性相談支援員の全国の会長、私は施設の会長ですが、宮城さんのおっしゃる女性相談支援員の義務設置にとても集中していらっしゃるのは分かります。全女連としては、やはり入所率を上げたい、入所を引き受けたいという事に集中したいときに、村木構成員がおっしゃった秘匿性のところですね。このことは、やはりどうしても内閣府、DV支援のところとのことは結論が出るわけではないけれども、今回の検討会で何らか示していただきたい。それを何とかしない

限り、入所率は上がらない。秘匿性がある人と、そうではない人を同じ建物で支援するのはもうかなり困難であると、全女連では併設の施設も言っています。

それともう一つ、雪田構成員の未設置の県はどうしているんですかというのは、実は今回間に合わなかったのですが、全女連で急遽アンケートをつくりまして、会員県で未設置県が全国で８県あるのですが、６県全女連に加盟しているので、施設がないときに出口はどうしていますかという質問と、もし施設があったらどう思いますかということも聞く設問を設けていて、また、全会員に入り口でどういうところで受け入れられないのかという率直なことを聞くアンケートを今週中に実施予定なのです。そういうことに取り組みながら公設公営も、民営も、センター単独のところも、今回の女性支援法は、当事者の意思の尊重というふうに切り替わったわけだから、その意思をどう受け止められるか、見えない意思をどう拾うか、を全女連として考えていきたいと思っています。

やはり「措置」という制度ですけれども、本当は権利の主体としての女性たちが、「権利の主体者であるということが見えない」状態でいることを見抜き、どう福祉として受けていくか、という日本社会としては重要なところに私たちはいると本気で全女連は思っています。

宮城さんが女性相談支援員の義務設置をめざす時に、設置された女性相談員は女性支援のプロパーだけれども、全ての人の人権尊重の人権感覚は研ぎ澄まして、女性だけ救おうとしているのではない、だけど、入り口は女性の視点だという研修を全女連も全女相もお互いにやっていきましょう。全女連も女性自立支援施設の義務設置と言いたいのですが、まずは入所率を上げたい。今ある施設はもっと受け入れられますと言い続けます。

以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

オンラインのほうからお二人はいかがでしょうか。全体討論の中でおっしゃりたいことはございますか。

今の御意見にもありましたけれども､必ずしも今回､何々すべきだと書けないとしても、これは重要な検討課題であるということを報告書の中に記していくのは大変重要なことだと思うのです。基本方針も５年ごとに改定しますし、それから法改正の課題もあると思いますので、そういう点も意識してまとめていきたいと思っております。

オンラインのほうから、岩本構成員、どうぞ。

○岩本構成員　最初の自治体における支援状況でちょっとコメントできたらと思って準備していた内容と、全体についてコメントさせていただけたらと思います。

私も相談支援体制を整備するということと、支援のメニュー、選択肢を増やすということ、そしてまたこれまでの議論にありましたように、困難な状況にある女性の思いをつくり上げていく、これまでのその人の背景を理解しながらつくり上げていくという本当に息の長い、寄り添いを必要とする支援、そこが“なぜ女性なのか”でもありますし、女性の人権というところがいかに尊重されていないか、それが社会の問題であるというところを

改めて示していくということが、本当に大切ではないかと思っております。

そういう意味では、相談支援体制の整備というところで、自治体における支援状況にもありましたように、やはり市町村には住民に最も身近な行政機関として相談支援、伴走支援の役割を担うということが明確化されるということは大切であると思っておりますので、改めてコメントさせていただけたらと思います。

また、そのためには都道府県による専門性に基づくバックアップは欠かせないと思っております。

また、来所可能な相談窓口を設けていないところが9.6%あるという状況を見ますと、やはりアクセスできる相談窓口をしっかり市町村に設けていただくということ、それを踏まえて皆さんに周知していただくということは、相談体制の整備としては本当に大事なところだと思います。これまで女性支援の必要性というものがどういうふうなアセスメントになるのかについて、髙岸構成員からもコメントがありましたけれども、そういうところを丁寧に踏まえて支援されてこられたのが女性相談支援員だと思いますので、その専門性の高い役割をしっかり明確にこれからもしていきながら、もちろん他職種の専門職を配置すること、女性相談支援員だけではないところも重要かもしれませんが、引き続き市町村において女性相談支援員を配置していく。その専門性を示しながら配置していくんだというところも明確にすることが相談支援体制の整備のところで大事なのではないかと思っております。

また、先ほどコメントにありましたように、私のほうで困難な問題を抱えた女性の調査をさせていただいたときに、大変な状況になってからやっと窓口に関わった方からのお話として、やはり陥る前に、学生のうちにこういう大変なときには窓口に行っていいよとか、施設があるよとか、そういう資源を知っておきたかったというような声がありましたので、その陥る前の啓発というところも本当に大切だと思っております。

私からは以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

近藤構成員は、いかがでしょうか。

○近藤構成員　一言、申し上げます。

この法律は、実際に困難を抱えた女性たちが使う法律で、当事者お一人お一人のニーズに沿って日本の女性支援の在り方というものは変わっていく必要があると思います。

それで、実際に施行されてまだ本当に具体的な変化、それから改善が進んでいかずに、必要な当事者がなかなか相談窓口にたどり着けない。そして、必要な人を一時避難という形で支援することができないという今の状況をどこからどう変えていくのかというのがこの検討会のお仕事だと思うのですけれども、私は当事者主義の原則をきちんと位置づけて、当事者が必要な手だて、当事者が必要な支援、当事者が必要な回復、入り口から出口まで当事者が人として、人間として伸びやかに生き抜いていけるような、そういうありようを具体的につくっていくのが、法律を育てていく、使うということだと思うのです。

その意味では、やはり当事者主義の原則に立ち至って、今の日本の女性支援の在り方を抜本的につくり変えるような気持ちでこの検討会が仕事をしていければいいなと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、58分になりましたが、金尻さん、30秒でお願いします。

○金尻構成員　30秒で頑張ります。

予期しない妊娠をされた方の対応がちょっと抜けていたので、特に10代の若年層だと妊娠葛藤についてすごく揺れ動いている状況があります。相談員は中絶するのか、しないのか、結構イエスノーで迫ることもあって、考える時間もなく漠然とした将来の不安から中絶を選ばれる方も一定数いらっしゃるので、妊娠葛藤についても検討課題に入れることを提案いたします。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、一応これで終わらせていただきます。最後に、御質問も皆さんからありましたし、説明していただいたほうがいい点もございますので、２分くらい事務局からお話しください。

○中村女性支援室長　事務局でございます。

何点か構成員の皆様から、事務局からお答えしたほうがよろしいかと思われるご指摘がありましたので、若干補足をいたします。

まず、熊谷構成員から、資料の７ページ、一時保護所や女性自立支援施設の受入促進の観点の部分ですけれども、センターが措置をするかしないかというところに関する判断の改革がない中で措置費が変動するというのはいかがなものかという御指摘があったかと思います。

ここはまさに資料の７ページの受入促進方策の２つ目の○の「また」以降のところで「一定のプロセスのルール化を前提に」というふうに記載しております。上の部分で、今のセンターの措置に関する透明性の確保という部分ですね。どういった部分、どういった理由でお断りをするのかといったような部分だったり、措置の決定に係るプロセスについても一定程度明確にするということが考えられるのではないかということを記載しておりますので、まさにここの部分、どういったプロセスをルール化していくのかということは大事なところかと思っておりますので、ぜひこの点もどういった手続があると透明化されるか、さらに必要な措置が促進されるかというところについても御意見をいただければと思っております。

それから、２点目で村木構成員から資料の10ページ（官民協働の取組の推進）のところと、７ページの（公的支援機関・民間団体の協働のあり方と支援の選択肢）のところで記載が分かれている趣旨が分かりにくいという御指摘がありました。

７ページのほうでは、一時保護所や女性自立支援施設で措置の受入れを促進するという前提として、まず公的なそういった機関と民間団体の、役割分担というとどこからどこま

でがという話になるので協働という言い方にしておりますけれども、やはり一定程度、体制の違いですとか、得意分野の違いみたいなものを踏まえて、それぞれどういった方の支援を担うのかというところに関しては一つの考え方の整理があってもいいのかなということで、こちらの協働のあり方と支援の選択肢、いわゆる総論みたいな形で書かせていただいています。

具体的には、公的機関のほうが体制としては安定性がある一方で、例えばアウトリーチや支援の多様性という部分では民間団体の力が大きい。そういったところも踏まえて、どういった方をどちらが例えば得意としているのかといったような部分に関しては御議論いただいて、その上で、では公的な一時保護所や女性自立支援施設がどういった形で受入れを促進するのかといったような議論の前提として御議論いただければと思ったものです。

10ページのほうは、より具体的に民間団体の取組の支援というところで、例えば育成、立ち上げの推進ですとか、通える居場所の整備などを進めてはどうかといった各論の部分をこちらでは記載させていただきました。

３点目は12ページ、【検討の方向性】のところで、ICT、AIの活用について「まずは現場の運用状況を把握し」というところが、既に世の中ではこれらが広く活用されている中で、今から現場の運用状況把握では遅いのではないかといった御指摘をいただいておりました。

この「現場の」というのは具体的には女性支援の現場での話で、今、全国の女性相談支援センターや自治体で、例えばどういった相談・支援記録を取っているのかとか、特に定まった様式があるわけではありませんので、まず例えばどこの部分をデータ化しているか、もしくはしていないのか。AIを使った分析などをしているのか、していないのか。我々のほうで全く現状が把握できていない部分がありますので、まずそこの把握は必要なのではないかというところで記載をさせていただいています。

村木構成員からお話もありましたけれども、既に介護とか障害とか、他の分野で既にAIとかICTの活用に関して進んでいるところもありますので、もちろんそういった他分野の様子は参照しつつ、我々の現場でどういうことができるかということに関しては、まず現状把握からかなと思っているところです。

すみません。ちょっと長くなりました。以上です。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから次回の日程等について御説明をよろしくお願いいたします。

○栗原女性支援室長補佐　今後の検討会についてですが、今回議論していただいた検討の方向性を踏まえ、個別の論点について２回程度議論していただくことを予定しております。次回は、11月26日木曜日10時から開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、追って御案内いたします。

○戒能座長　ありがとうございました。

それでは、本日の検討会はこれにて閉会いたします。御出席の皆様、どうもありがとうございました。